

## キャンセル料消費税区分変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびSHOPCOUNTERでは会計処理方針の変更により、8月ご利用分よりキャンセル料の消費税区分を変更することとなりましたのでご案内申し上げます。この変更に伴い、従来課税対象であったキャンセル料が不課税対象となっております。

本変更の詳細ならびに変更に伴う8月利用分(9月末日振込予定)の算出方法の過誤によるお振込額の誤りについて、以下の通りご案内いたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

敬具

### 目次

1. 今回の変更内容の詳細について
2. キャンセル料の消費税区分が変更となった経緯
3. 8月利用分の算出方法の過誤について

## 1. 今回の変更内容の詳細について

今回の変更内容は以下の通りとなります。

項目	区分変更前	区分変更後
対象期間	7月利用分まで	8月以降利用分
キャンセル料	課税対象	不課税対象
サービス手数料	課税対象	不課税対象

また、消費税区分の変更に伴い、オーナー様へのお振込額算出方法について、以下の通り変更となります。

### ▼お振込額計算例

以下の例にて計算例を記載しております。

- ・スペース利用料金が100,000円(税抜)
- ・キャンセル料が100%
- ・サービス手数料が35%

項目	区分変更前	区分変更後
スペース 利用料金	110,000円(税込)	110,000円(税込)
キャンセル料	110,000円(税込)※課税	100,000円 ※不課税
サービス手数料	38,500円(税込)※課税	35,000円 ※不課税
オーナー様へのお振込額	71,500円	65,000円

本変更に伴い、オーナー様へのお振込額が従来と変更になります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 2. キャンセル料の消費税区分が変更となった経緯

当初、キャンセル料は売上の補填としての位置付けであり、課税処理を行なっておりましたが、弊社内での会計処理方針の整理において、監査法人等より「キャンセル料は逸失利益の補填としての性格が強く、不課税対象として扱うことが妥当である」旨の回答がございました。

こうした回答を受け、弊社内で検討を重ねた結果、SHOPCOUNTERのリニューアルに伴い、キャンセル料は不課税対象として統一させていただきました。

### 3.8月利用分の算出方法の過誤について

消費税区分の変更について、7月ご利用分までは課税対象、8月ご利用分より不課税対象として、オーナー様へのお振込額を算出しておりましたが、8月利用分についてオーナー様へのお振込予定額に誤りがございます。誠に申し訳ございません。詳細は以下の通りとなります。

#### ▼お振込額計算例

以下の例にて計算例を記載しております。

- ・スペース利用料金が100,000円(税抜)
- ・キャンセル料が100%
- ・サービス手数料が35%

項目	誤った計算例	正しい計算例
スペース利用料金	110,000円(税込)	110,000円(税込)
キャンセル料	110,000円 ※不課税	100,000円 ※不課税
サービス手数料	42,350円 ※課税	35,000円 ※不課税
オーナー様へのお振込額	67,650円	65,000円

本来の正しい計算例に準ずるお振込額を超過した金額にて9月末日にお振込を予定しておりますが、本件に伴うご返金は不要でございます。この度はご迷惑をおかけしまして誠に申し訳ございませんでした。

なお、9月利用分より正しい算出方法に基づいてのお振込となりますので、お含みおきください。

今後このようなことがないよう、業務の見直しと改善に努めます。引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせがございましたら、SHOPCOUNTERサポート窓口 <[support@shopcounter.jp](mailto:support@shopcounter.jp)>までご連絡ください。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上